

事 務 連 絡
令和元年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく研修実施機関の届出の受理について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第 14 条に基づき届出のあった下記の団体について、研修実施機関としての届出を受理しましたので、お知らせします。

なお、継続研修の実施に当たり、各都道府県におかれては、協力方よろしくお願ひします。

記

特定非営利活動法人 Chankus フォーラム

※研修実施場所等については、研修実施届（別添（写））を参照下さい。



様式 1

研 修 実 施 届

研 修 の 種 類	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：「医薬品医療機器等法」）施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく医療機器販売等の営業所の管理者に対する研修
研修の実施場所	東京都・大阪府
備 考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令第 14 条の規定に基づく届出をします。

2019 年 7 月 29 日

所在地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒183-0006
東京都府中市緑町1-16-4
（電話番号：042-351-6371）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
特定非営利活動法人 Chankus フォ
理事 長 安藤 隆興



厚生労働大臣 殿

（注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

